

証券コード 7608  
令和2年5月12日

株主のみなさまへ

大阪市中央区南船場一丁目13番27号



代表取締役社長 八百博徳

## 第31期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第31期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、令和2年5月27日（水曜日）午後5時45分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬具

### 記

1. 日 時 令和2年5月28日（木曜日）  
午前10時30分（受付開始 午前9時45分）
2. 場 所 大阪市中央区本町一丁目4番5号  
大阪産業創造館 4階 イベントホール  
(前年とは会場が異なりますので、末尾の株主総会会場ご案内図をご参照のうえ、ご来場ください。)

3. 目的事項 報告事項
- 第31期（平成31年3月1日から令和2年2月29日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  - 第31期（平成31年3月1日から令和2年2月29日まで）計算書類報告の件

### 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件  
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件  
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件  
第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件  
第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件  
第8号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件  
以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。

なお、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令ならびに当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.sk-japan.co.jp>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象の一部であります。

また、株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.sk-japan.co.jp>）に掲載させていただきます。

## (提供書面)

### 事 業 報 告

（平成31年3月1日から  
令和2年2月29日まで）

#### 1. 企業集団の現況

##### (1) 当事業年度の事業の状況

###### ① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、昨年まで企業収益や雇用環境の改善によって緩やかな景気回復基調があった一方で、消費税率引上げによる消費環境の悪化と新たに発生した「新型コロナウイルス」の感染が全世界で日を追うごとに急拡大し経済への影響が深刻化している事から、依然として先行きに不透明感を残す状況で推移しました。

このような中、当社グループは前期の実績を下回るものの、売上高は、66億5百万円（前期比3.7%減）、営業利益は6億9百万円（前期比22.5%減）、経常利益は6億11百万円（前期比22.8%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は5億27百万円（前期比23.6%減）と、それぞれ前回修正の業績予想を上回る結果となりました。

セグメントの概況は次のとおりであります。

###### <キャラクターエンタテインメント事業>

キャラクターエンタテインメント事業におきましては、「星のカービィ」「ドラえもん」「シャクレルプラネット」「忠犬もちしば」等の定番キャラクターは堅調に推移しましたが、別注の菓子商品の販売が苦戦した影響もあり、売上高44億78百万円（前期比7.8%減）、営業利益5億51百万円（前期比20.5%減）となりました。

###### <キャラクター・ファンシー事業>

キャラクター・ファンシー事業におきましては、「ドラえもん」「スヌーピー」等の定番キャラクター商品が苦戦したものの、自社オリジナルキャラクターの「忠犬もちしば」や「ポケットモンスター」等のゲーム関連キャラクター商品の販売は堅調に推移し、専用ECサイトでの「もちもちマ

「スコット」シリーズと「鬼滅の刃」商品の販売が好調でした。その結果、売上高は21億27百万円（前期比6.4%増）となったものの、営業利益は販管費の上昇により58百万円（前期比37.4%減）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました、当社グループの設備投資の総額は94百万円で、主なものは社内ネット環境及び販売管理システム投資として工具、器具および備品の取得25百万円、ソフトウェアの取得53百万円となっております。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 財産および損益の状況

区分	第28期 (平成29年2月期)	第29期 (平成30年2月期)	第30期 (平成31年2月期)	第31期 (当連結会計年度) (令和2年2月期)
売上高(百万円)	4,585	5,384	6,858	6,605
経常利益(百万円)	118	331	792	611
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	318	500	690	527
1株当たり当期純利益(円)	38.18	59.92	82.66	63.04
総資産(百万円)	2,143	2,739	3,454	3,901
純資産(百万円)	1,752	2,196	2,837	3,318
1株当たり純資産額(円)	209.73	262.87	339.65	394.82

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

## (3) 重要な親会社および子会社の状況

### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
SKJ USA, INC.	200千米ドル	100%	北米におけるプライズ商品等の企画・販売
愛斯凱杰(北京)文化伝播有限公司	4,500千元	100%	中国におけるプライズ商品等の企画・販売

#### (4) 対処すべき課題

当社グループは『Dream for your life 人と社会の幸せのために、創造への挑戦を続けます』を経営理念とし、『子供から大人まで夢のあるキャラクター商品を人々の生活の中に提供したい』というスローガンを全社員に浸透させ、求められるコンテンツや商品とサービスを提供し、お客様満足を高めることで個人と会社の成長を目指します。

そのためには情報収集を含めたマーケティングに注力し、お客様が求めるキャラクターやブランドを的確に先読みし契約する事が重要と考えております。加えて、企画・品質・価格を含めた商品力を上げることが絶対条件ですので全社を挙げて取り組み続けます。

また、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大防止策の1つとして政府がテレワークを推奨したことから、ここにきてますます注目され、テレワークの導入は喫緊の課題となっています。これまで以上に、場所や時間を問わない労働環境下において、情報漏洩対策等の情報管理を強化しつつ、労働生産性の向上が実現できる体制を整えてまいります。

今後もオリジナル商品を増やし、メーカー機能を充実させることで事業規模拡大につなげてまいります。

セグメント別の対処すべき課題は次のとおりであります。

##### <キャラクターエンタテインメント事業>

キャラクターエンタテインメント事業におきましては、引き続き続々と誕生する新たなキャラクターや既存キャラクターの今後の人気を見極め、契約する目利きが何より重要と考えております。そのためにも営業部門・商品部門の垣根を越え、更に若いスタッフの意見にも耳を傾け柔軟な発想でキャラクターの取得と喜ばれる商品創りを進めます。生産部門においては中国以外の生産拠点としてベトナムでの生産体制を更に強化し、環境変化のリスクヘッジに努めるとともにコスト削減、企画から入荷までの生産スケジュールの時間短縮を図ります。

また、当社オリジナルキャラクター『忠犬もちしば』の4コマ漫画の連載を始め、新たな取り組みから更なる認知度拡大に向け積極的に広報活動を行い売上増につなげてまいります。

### <キャラクター・ファンシー事業>

キャラクター・ファンシー事業におきましては、商品企画力を強化し、他社との差別化を図る事により、人気キャラクターの契約に繋げる事が出来ると考えております。更なるオリジナル売上構成比の向上に努め、新たな販路開拓に向けて営業力を高めることにより、一層の収益の安定化を図ります。

また、引き続き大人気の『もちもちマスコット』シリーズのブランディング強化で新たなキャラクター取得を目指し、ネット通販でもこれまで以上に魅力のある商品を増やすことで事業部の売上増につなげてまいります。

今後も引き続き収益性の改善を進めながら、競争力の向上およびマネジメント体制の強化に全力を挙げて取り組んでまいりますので、なお一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

## (5) 主要な事業内容（令和2年2月29日現在）

当社グループは当社および連結子会社であるSKJ USA, INC. によって構成されており、キャラクターのぬいぐるみ、キーホルダー・家庭雑貨・携帯電話アクセサリー、電子玩具等の企画・販売を行っております。

当社のうちキャラクターエンタインメント事業はアミューズメント施設のオペレーター等を主な販売先としているのに対して、キャラクター・ファンシー事業はファンシーグッズ専門店や量販店を主な販売先としております。また、SKJ USA, INC.（セグメント区分はキャラクターエンタインメント事業）は北米におけるプライズ商品等の企画・販売を行っております。

## (6) 主要な事業所（令和2年2月29日現在）

### ① 当社

名 称	所 在 地
大 阪 本 社	大阪市中央区南船場一丁目13番27号 アイカビル6F
東 京 本 社	東京都江東区東陽七丁目5番8号 東陽町MLプラザ3F
福 岡 営 業 所	福岡市博多区比恵町3番17号 フェイズイン博多ビル3F

### ② 子会社

名 称	所 在 地
SKJ USA, INC.	本 社：アメリカ合衆国カリフォルニア州
愛斯凱杰（北京）文化伝播有限公司	本 社：中華人民共和国北京市

## (7) 使用人の状況（令和2年2月29日現在）

使 用 人 数	前連結会計年度末比較増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
108名	6名増	35.8歳	9.0年

## (8) 主要な借入先の状況（令和2年2月29日現在）

該当事項はありません。

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況（令和2年2月29日現在）

- (1) 発行可能株式総数 20,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 8,490,103株
- (3) 1単元の株式数 100株
- (4) 株主数 4,071名
- (5) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
久保泰子	2,030千株	24.16%
久保千晶	1,757	20.91
鈴木康友	231	2.76
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	181	2.16
八百博徳	145	1.73
P H I L L I P S E C U R I T I E S C L I E N T S (R E T A I L)	116	1.39
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	107	1.28
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	87	1.04
小沼滋紀	77	0.92
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口1)	67	0.80

(注) 1. 持株比率は自己株式(84,142株)を控除した発行済株式の総数(8,405,961株)により算出しております。  
2. 自己株式は、上記大株主からは除いております。

## 3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

## 4. 会社役員の状況

### (1) 取締役および監査役の状況（令和2年2月29日現在）

地 位	氏 名	担 当 職 の 重 状 況
代表取締役社長	や 八 お 百 ひろ 博 のり 徳	SKJ USA, INC. 取締役社長
専務取締役	まつ 松 だ 田 ただ 忠 お 夫	
取締役	みや 宮 ひら 平 たかし 崇	株式会社Dreams 代表取締役
取締役	さ 佐 い 井 けい 惠 こ 子	佐井司法書士法人 代表社員
取締役	なが 長 の 野 さとし 聰	瓜生・糸賀弁護士事務所 弁護士
常勤監査役	おか 岡 ざき 崑 えい 栄 いち 一	
監査役	いで 出 はら 原 さとし 敏	
監査役	よし 吉 ざわ 澤 のぶ 伸 ゆき 幸	サイジニア株式会社 社外監査役 株式会社シン・コーポレーション 社外取締役

- (注) 1. 令和元年5月24日開催の第30期定時株主総会において、長野 聰氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。
2. 令和元年5月24日開催の第30期定時株主総会において、岡崎 栄一氏が常勤監査役に新たに選任され、就任いたしました。
3. 令和元年5月24日開催の第30期定時株主総会終結の時をもって、取締役吉田 昌穂氏および常勤監査役久保山 浩樹氏はそれぞれ任期満了により退任いたしました。
4. 取締役宮平 崇氏、佐井 惠子氏および長野 聰氏は、社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
5. 監査役出原 敏氏および吉澤 伸幸氏は、社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
6. 監査役全員は、以下のとおり知見を有しております。
- 1) 常勤監査役岡崎 栄一氏は、当社において管理全般の業務に従事し、他社においても長年にわたり経理業務の経験を有することから、財務および会計に関する豊富な知見を有しております。
  - 2) 監査役出原 敏氏は、金融機関における長年の経験と知見を有しております。
  - 3) 監査役吉澤 伸幸氏は、アミューズメント業界における長年の経験と知見を有しております。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各監査役は、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を同法第425条第1項に定める最低責任限度額まで限定する責任限定契約を締結しております。

(3) 取締役および監査役の報酬等の総額

区分	員数	報酬等の総額
取 (うち社外取締役)	6名 (3)	76,072千円 (5,760)
監 (うち社外監査役)	4 (2)	8,290 (2,760)
合計	10	84,362

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成29年5月25日開催の第28期定時株主総会において年額200,000千円以内（うち社外取締役15,000千円以内）と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成29年5月25日開催の第28期定時株主総会において年額20,000千円以内と決議いただいております。
3. 謹渡制限付株式報酬の報酬限度額は令和元年5月24日開催の第30期定時株主総会において年額50,000千円以内（社外取締役を除く）と決議いただいております。
4. 上記の報酬等の総額には、以下のものが含まれております。
- ・当事業年度における役員賞与 13,462千円（取締役2名に対し13,462千円）
  - ・当事業年度に係る謹渡制限付株式報酬の費用計上額 3,735千円（取締役2名に対し3,735千円）

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

- ・社外取締役宮平 崇氏は、株式会社Dreamsの代表取締役であります。当社と当該会社には記載すべき関係はありません。
- ・社外取締役佐井 恵子氏は、佐井司法書士法人の代表社員であります。当社と当該法人には記載すべき関係はありません。
- ・社外取締役長野 聰氏は、瓜生・糸賀弁護士事務所の弁護士であります。当社と当該事務所には記載すべき関係はありません。
- ・社外監査役吉澤 伸幸氏は、サイジニア株式会社の社外監査役および株式会社シン・コーポレーションの社外取締役であります。当社と当該会社には記載すべき関係はありません。

##### ② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	宮 平 崇	当期開催の取締役会17回のうち17回に出席し、企業経営の観点および豊富な経験と幅広い識見を活かし議案審議について必要な発言を行いました。
取締役	佐 井 恵 子	当期開催の取締役会17回のうち17回に出席し、主に司法書士としての専門的見地から、当社の経営上有用な指摘、意見を述べる等、議案審議について必要な発言を行いました。
取締役	長 野 聰	令和元年5月24日就任以降、当期開催の取締役会13回のうち12回に出席し、金融機関における豊富な知識と実績および弁護士としての専門的見地から、当社の経営上有用な指摘、意見を述べる等、議案審議について必要な発言を行いました。
監査役	出 原 敏	当期開催の取締役会17回のうち16回、また監査役会7回のうち7回に出席し、取締役会において当社の経営上有用な指摘を行いました。また、監査役会において、主に業務監査、会計監査について必要な発言を行いました。

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
監査役	吉 澤 伸 幸	当期開催の取締役会17回のうち17回、また監査役会7回のうち7回に出席し、取締役会において当社の経営上有用な指摘を行いました。また、監査役会において、重要な協議や監査結果について必要な発言を行いました。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 会計監査人の報酬等の額

①当社が支払うべき報酬等の額	18,500千円
②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,500千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的に区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任監査法人トーマツは、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として当社から受け、または受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に2を乗じて得た額としております。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

### (1) 当社および当社子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、企業の存続と持続的な成長を確保するためにコンプライアンスの徹底が必要不可欠であるとの認識にたち、行動指針を定め当社グループ役職員全員の周知徹底を図っていきます。
- ② 当社およびグループ各社は、全役職員に対し定期的にコンプライアンス研修会を実施し、法令と社会規範遵守についての教育・啓蒙を実施していきます。
- ③ 当社が当社グループのコンプライアンス体制を統括し、子会社と一体となったコンプライアンスの推進を行い、当社グループの法令等遵守体制の構築、維持、向上を推進します。また、法令および定款等に適合していることを認識するため、管理部長をコンプライアンス全体に関する総括責任者とし、定期的な監督・監査および適時な監督・監査を行っていきます。
- ④ 取締役は、取締役会および日常業務を通じて、他の取締役および使用人の業務執行の監督を行っていきます。
- ⑤ 取締役による職務の執行が法令・定款および社内規程に違反することなく適切に行われているかをチェックするため、監査役が取締役会に出席するとともに監査役会の定めた監査方針に基づき業務執行の監査を実施していきます。
- ⑥ 取締役の適正な職務執行を図るため社外監査役を2名以上置き、公正な監査を確保します。
- ⑦ 社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係は、法令等違反に繋がるものと認識し、その取引は断固拒絶し反社会的勢力による被害の防止に努めます。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 株主総会、取締役会、その他重要な会議の議事録、稟議書、ならびにこれらの関連資料を法令および規程に従い作成し、担当部署を設置し適切に保存・管理を行っていきます。
- ② 経営および業務執行にかかる重要な情報、決定事項、社内通達などは、所管部署で作成し、適切に保存・管理していきます。

- ③ 取締役、監査役、会計監査人およびコンプライアンス担当者から要請があった場合には、速やかに当該書類を閲覧に供することとします。

(3) 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、当社および当社子会社の経営環境、自然災害等、当社および当社子会社の経営ならびにステークホルダーに重要な影響をおよぼす恐れのある様々なリスクにつき、取締役会において定期的に討議することによりリスク低減に努めています。
- ② 当社グループの各部署においては、マニュアル・ガイドライン等を整備し、種々の教育活動を通して会社のリスク低減に努めています。
- ③ 当社および当社子会社は、発生したリスクに関しては、適法、適切かつ迅速に対処していきます。

(4) 当社および当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、取締役会規程に基づき、定時取締役会を原則として毎月1回開催するとともに、臨時取締役会を必要に応じて開催していきます。
- ② 取締役会は事業活動の報告を受ける中で、経営の意思決定、職務執行の監督管理状況の把握を行っていきます。その際には、十分かつ適切な情報が提供されるよう努めています。
- ③ 当社取締役会は当社グループ全体の経営計画を策定し、これを達成するため、グループ各社において各社経営計画を立案して、それぞれの各業務執行ラインにおいて目標達成のために活動することとします。また、代表取締役は、その実現のために常勤取締役および役職員の具体的業務活動を統括していきます。
- ④ 当社の取締役会は、規程の見直しや業務特性に応じた組織のスリム化等を行い、取締役および役職者の職務権限と職務分掌を明確にして、職務執行の効率化を図るとともに、ＩＴの適切な利用を通じて業務の改善に努めるものとし、当社子会社においてもこれに準拠した体制を構築させるものとします。

## (5) 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

当社および当社子会社は金融商品取引法の定めに従い、健全な内部統制環境の保持に努め、全社レベルならびに業務プロセスレベルの統制活動を強化し、有効かつ正当な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適切な運用に努めることにより、財務報告の信頼性と適正性を確保します。

## (6) 当社およびその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、「関係会社管理規程」を定め、子会社取締役から適時報告を受けるとともに、日常的な意思疎通を図ることで適正な事業運営を行っていきます。
- ② 当社の監査役およびコンプライアンス担当者は、グループ全体の内部統制の有効性について監査を行っていきます。

## (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項およびその使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

- ① 当社は、監査役の職務を補助する専属の使用人は配置しておりませんが、取締役会は監査役会と必要に応じて協議を行い、当該使用人を任命および配置することができます。
- ② 監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に委譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとします。
- ③ 監査役補助者は監査役の指揮命令下に置き、監査役補助者の評価・人事異動等にあたっては、あらかじめ監査役の意見を聴取してその意見を尊重するものとします。

(8) 当社および当社子会社の取締役および使用人、またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 監査役は、定時取締役会および必要に応じて随時開催される臨時取締役会、その他重要な意思決定会議に出席し、取締役および使用人から重要事項の報告を受けることとします。
- ② 当社グループの取締役は、法定の事項以外にも取締役の不法行為、法令・定款違反等重要な事項については、速やかに監査役に報告を行うこととします。
- ③ 当社グループの内部通報に基づく通報を受けた場合、速やかに監査役に報告を行うものとします。
- ④ 当社は、当社グループの役職員が、当社監査役への報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する旨を定め、当社グループ内において周知徹底します。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、監査が実効的に行われることを確保するため、監査役会において他の監査役と意見交換を行うとともに、代表取締役、取締役その他経営の重要な執行を担う者、コンプライアンス担当者および会計監査との意見交換を定期的に行っていきます。また、その機会を確保できるように代表取締役はその体制を整備していきます。
- ② 会計監査人および内部監査担当とも意見交換や情報交換を行い、連携を保ちながら必要に応じて調査および報告を求めることができる体制を整備していきます。

(10) 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役が職務の執行について生ずる費用の前払い等を請求した場合、当該請求が必要でないことを証明した場合を除いて速やかに当該費用の処理を行うものとします。

## 7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- (1) 当社は、当社グループにおける業務の適正を確保するために、全社員が「企業行動指針」に基づいて、法令遵守はもとより、社会規範を尊重し、良識ある企業活動の実践に努めております。
- (2) コンプライアンス・リスク管理に関しては、グループのコンプライアンス管理に関する統括組織である「コンプライアンス委員会」を4回開催し、グループ全体で想定される危機発生要因の整備や、管理部長または監査役会に直接通報できる制度として内部通報制度を設け、調査および適切な処置の実行に備えました。
- (3) 取締役会は、社外取締役3名を含む5名で構成され、監査役3名（うち、社外監査役2名）も出席しております。取締役会は17回開催し、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定および監督の実効性は確保しております。
- (4) 監査役会は3名（うち、社外監査役2名）で構成されております。監査役会は7回開催し、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議、決議を行っております。また、監査役は、取締役、内部監査室および会計監査人とそれぞれ定期的に会合し、コンプライアンスや内部統制の整備状況などについて意見交換を行っております。

## 8. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の方に関する基本方針については、特に定めておりません。

# 連 結 貸 借 対 照 表

(令和2年2月29日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	3,661,126	流 動 負 債	538,662
現 金 及 び 預 金	2,297,032	買 掛 金	290,994
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	747,081	未 払 金	108,220
電 子 記 録 債 権	278,584	未 払 費 用	29,636
棚 卸 資 産	242,604	未 払 法 人 税 等	44,198
そ の 他	96,037	賞 与 引 当 金	22,260
貸 倒 引 当 金	△215	そ の 他	43,353
固 定 資 産	240,453	固 定 負 債	44,082
有 形 固 定 資 産	32,951	執行役員退職慰労引当金	907
建 物 及 び 構 築 物	888	そ の 他	43,175
そ の 他	32,062	負 債 合 計	582,745
無 形 固 定 資 産	52,813	純 資 産 の 部	
投 資 そ の 他 の 資 産	154,688	株 主 資 本	3,307,884
投 資 有 價 証 券	44,645	資 本 金	461,997
破 産 更 生 債 権 等	6,036	資 本 剰 余 金	494,622
退 職 給 付 に 係 る 資 産	42,796	利 益 剰 余 金	2,383,450
繰 延 税 金 資 産	55,253	自 己 株 式	△32,184
そ の 他	11,993	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	10,949
貸 倒 引 当 金	△6,036	そ の 他 有 價 証 券 評 価 差 額 金	12,684
資 产 合 計	3,901,579	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	1,115
		為 替 換 算 調 整 勘 定	△2,850
		純 資 産 合 計	3,318,834
		負 債 純 資 産 合 計	3,901,579

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連 結 損 益 計 算 書

(平成31年3月1日から)  
(令和2年2月29日まで)

(単位:千円)

科 目	金 額	
売 上 高		6,605,637
売 上 原 価		4,405,555
売 上 総 利 益		2,200,082
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,590,116
營 業 利 益		609,966
營 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	894	
賃 貸 収 入	1,245	
そ の 他	484	2,623
營 業 外 費 用		
為 替 差 損	651	
そ の 他	4	656
經 常 利 益		611,933
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	127	
固 定 資 産 除 却 損	0	127
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		611,806
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	91,708	
法 人 税 等 調 整 額	△7,376	84,332
当 期 純 利 益		527,473
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		527,473

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(平成31年3月1日から)  
(令和2年2月29日まで)

(単位:千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	461,997	492,935	1,922,816	△51,678	2,826,070
当 期 変 動 額					
剩 余 金 の 配 当			△66,839		△66,839
親会社株主に帰属する当 期 純 利 益			527,473		527,473
自 己 株 式 の 取 得				△26	△26
自 己 株 式 の 処 分				19,520	19,520
自 己 株 式 処 分 差 益		1,686			1,686
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	1,686	460,634	19,494	481,814
当 期 末 残 高	461,997	494,622	2,383,450	△32,184	3,307,884

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 損	為 替 換 算 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	13,863	495	△2,715	11,643	2,837,714
当 期 変 動 額					
剩 余 金 の 配 当					△66,839
親会社株主に帰属する当 期 純 利 益					527,473
自 己 株 式 の 取 得					△26
自 己 株 式 の 処 分					19,520
自 己 株 式 処 分 差 益					1,686
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△1,179	619	△135	△694	△694
当 期 変 動 額 合 計	△1,179	619	△135	△694	481,119
当 期 末 残 高	12,684	1,115	△2,850	10,949	3,318,834

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸 借 対 照 表

(令和2年2月29日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	3,643,861	流 動 負 債	537,889
現 金 及 び 預 金	2,272,817	買 掛 金	290,967
受 取 手 形	46,245	未 払 金	107,561
電 子 記 録 債 権	278,584	未 払 費 用	29,636
壳 掛 金	708,393	未 払 法 人 税 等	44,110
商 品	242,604	前 受 金	10,240
前 払 費 用	22,679	預 り 金	9,433
前 渡 金	57,030	賞 与 引 当 金	22,260
そ の 他	15,722	そ の 他	23,679
貸 倒 引 当 金	△215	固 定 負 債	44,082
固 定 資 産	240,453	執行役員退職慰労引当金	907
有 形 固 定 資 産	32,951	そ の 他	43,175
建 物	888	負 債 合 計	581,972
工具、器具及び備品	32,062	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	52,813	株 主 資 本	3,288,541
ソ フ ト ウ ェ ア	49,203	資 本 金	461,997
そ の 他	3,609	資 本 剰 余 金	494,622
投 資 そ の 他 の 資 産	154,688	資 本 準 備 金	492,935
投 資 有 億 証 券	44,645	そ の 他 資 本 剰 余 金	1,686
関 係 会 社 株 式	0	利 益 剰 余 金	2,364,107
前 払 年 金 費 用	42,796	利 益 準 備 金	12,000
繰 延 税 金 資 産	55,253	そ の 他 利 益 剰 余 金	2,352,107
そ の 他	18,030	別 途 積 立 金	100,000
貸 倒 引 当 金	△6,036	繰 越 利 益 剰 余 金	2,252,107
資 产 合 計	3,884,314	自 己 株 式	△32,184
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	13,799
		そ の 他 有 億 証 券 評 価 差 額 金	12,684
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	1,115
		純 資 産 合 計	3,302,341
		負 債 純 資 産 合 計	3,884,314

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

(平成31年3月1日から)  
(令和2年2月29日まで)

(単位:千円)

科 目	金 額
売 上 高	6,570,857
売 上 原 価	4,385,658
売 上 総 利 益	2,185,198
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,581,567
営 業 利 益	603,631
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	894
賃 貸 収 入	1,245
そ の 他	661
	2,801
営 業 外 費 用	
そ の 他	4
	4
経 常 利 益	606,428
特 別 損 失	
固 定 資 産 売 却 損	127
固 定 資 産 除 却 損	0
	127
税 引 前 当 期 純 利 益	606,300
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	91,621
法 人 税 等 調 整 額	△7,376
	84,245
当 期 純 利 益	522,055

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(平成31年3月1日から)  
令和2年2月29日まで)

(単位:千円)

資本金	株 主 資 本									自己株式	
	資本剰余金			利 益 剰 余 金							
	資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 準 備 金	利 準 備 金	利 準 備 金		
資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	利 準 備 金	利 準 備 金	利 準 備 金	利 準 備 金	
当 期 首 残 高	461,997	492,935	—	492,935	12,000	100,000	1,796,891	1,908,891	△51,678		
当 期 変 動 額											
剩 余 金 の 配 当							△66,839	△66,839			
当 期 純 利 益							522,055	522,055			
自己株式の取得										△26	
自己株式の処分										19,520	
自己株式処分差益			1,686	1,686							
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)											
当 期 変 動 額 合 計	—	—	1,686	1,686	—	—	455,215	455,215	19,494		
当 期 末 残 高	461,997	492,935	1,686	494,622	12,000	100,000	2,252,107	2,364,107	△32,184		

	株主資本	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純 資 產 合 計
	株主資本合計	そ の 他 有 価 証 券 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	2,812,145	13,863	495	14,359	2,826,505	
当 期 変 動 額						
剩 余 金 の 配 当	△66,839				△66,839	
当 期 純 利 益	522,055				522,055	
自己株式の取得	△26				△26	
自己株式の処分	19,520				19,520	
自己株式処分差益	1,686				1,686	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		△1,179	619	△559	△559	
当 期 変 動 額 合 計	476,396	△1,179	619	△559	475,836	
当 期 末 残 高	3,288,541	12,684	1,115	13,799	3,302,341	

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

令和2年4月27日

株式会社エスケイジャパン  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任  
社 員 公認会計士 木 村 幸 彦 印  
業務執行社員  
指定有限責任  
社 員 公認会計士 河 越 弘 昭 印  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エスケイジャパンの平成31年3月1日から令和2年2月29日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エスケイジャパン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

令和2年4月27日

株式会社エスケイジャパン

取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任  
社 員 公認会計士 木 村 幸 彦 印

業務執行社員

指定有限責任

社 員 公認会計士 河 越 弘 昭 印

業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エスケイジャパンの平成31年3月1日から令和2年2月29日までの第31期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成31年3月1日から令和2年2月29日までの第31期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の規程に準拠し、監査役監査基本方針、監査役監査基本計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および従業員等と意思疎通および情報の収集を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および従業員等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上のように基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められませんが、今後とも継続的な見直しと改善が重要であると考えております。

### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

令和2年4月28日

株式会社エスケイジャパン 監査役会  
常勤監査役 岡 崎 栄 一 印  
社外監査役 出 原 敏 印  
社外監査役 吉 澤 伸 幸 印

以上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金処分の件

当期の期末配当につきましては、会社を取り巻く環境が依然として厳しい折から経営体質の改善と今後の事業展開等を勘案し、次のとおりとさせていただきたいと存じます。内部留保金につきましては、企業価値向上のための投資と従業員の雇用の維持等に活用し、将来の事業展開を通じて株主のみなさまに還元させていただく所存です。

また、当社は令和元年12月1日に創立30周年を迎えたことを記念して、株主のみなさまに感謝の意を表すため、剰余金の処分に記念配当を加味させていただきたいと存じます。

#### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

#### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金4円の普通配当に金2円の記念配当を加え、当期の期末配当は金6円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は50,435,766円となります。

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

令和2年5月29日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

(1) 当社は、取締役会の監督機能の実効性の確保とコーポレート・ガバナンス体制のさらなる充実を図ると共に、より迅速な経営の意思決定を行うことによる業務執行の機動性と、企業価値のさらなる向上を目指すため、監査等委員会設置会社に移行いたします。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規程の新設ならびに監査役および監査役会に関する規程の削除等の変更を行うものであります。

(2) なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第3条 (条文省略)  (機関)	第1条～第3条 (現行どおり)  (機関)
第4条  当会社は、株主総会及び取締役のほか、 次の機関を置く。  1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u>	第4条  当会社は、株主総会及び取締役のほか、 次の機関を置く。  1. 取締役会 (削除) 2. <u>監査等委員会</u> 3. <u>会計監査人</u>
第5条～第17条 (条文省略)	第5条～第17条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の員数) 第18条 当会社の取締役は、7名以内とする。  (新設)	(取締役の員数) 第18条 1. 当会社の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> は、7名以内とする。 2. 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。
(取締役の選任方法) 第19条 1. 当会社の取締役は、株主総会において選任する。  2. (条文省略) 3. (条文省略)  (新設)	(取締役の選任方法) 第19条 1. 当会社の取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u> 2. (現行どおり) 3. (現行どおり) 4. 当会社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。 5. 第4項に定める補欠の監査等委員である取締役の選任決議の定足数及び決議要件は、第2項の規定を準用する。

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の任期) 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	(取締役の任期) 第20条 1. 取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
(新設)	3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
(新設)	4. 補欠の監査等委員である取締役の選任の効力は、選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。
第21条～第23条 (条文省略)	第21条～第23条 (現行どおり)
(新設)	(重要な業務執行の決定の委任) 第24条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

現 行 定 款	変 更 案
(取締役会の決議の省略) <u>第24条</u> 当会社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 <u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u>	(取締役会の決議の省略) <u>第25条</u> 当会社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
(新設)	(取締役会規程) <u>第26条</u> 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。
<u>第25条</u> (条文省略)	<u>第27条</u> (現行どおり)
第5章 <u>監査役及び監査役会</u>  (監査役の員数) <u>第26条</u> 当会社の監査役は、5名以内とする。	第5章 <u>監査等委員会</u>  (削除)

現 行 定 款	変 更 案
(監査役の選任方法)	(削除)
第27条	
1. 当会社の監査役は、株主総会において選任する。	
2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	
3. 当会社は会社法第329条第3項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。	
(監査役の任期)	(削除)
第28条	
1. 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	
2. 補欠として選任された監査役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。	
(常勤の監査役)	(削除)
第29条	
常勤の監査役は、監査役会の決議により選定する。	

現 行 定 款	変 更 案
(監査役会の招集手続)	(削除)
第30条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	
(監査役の責任限定契約)	(削除)
第31条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。	
(新設)	(監査等委員会の招集通知) 第28条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
(新設)	(監査等委員会規程) 第29条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
第32条～第38条 (条文省略)	第30条～第36条 (現行どおり)

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されると、監査等委員会設置会社へ移行し、現在の取締役全員（5名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、下記のとおり、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	八百博徳 (昭和36年9月30日生)	平成3年3月 当社入社 平成4年5月 当社常務取締役 商品担当 平成21年9月 SKJ USA, INC. 取締役社長（現任） 平成24年3月 当社常務取締役 グループ統括 平成25年9月 当社代表取締役専務 平成26年4月 当社代表取締役社長（現任）	145,556株
【取締役候補者とした理由】			
		平成3年の入社以来、主に商品企画に従事し、平成4年に常務取締役、平成25年に代表取締役専務を経て、平成26年から代表取締役社長として当社および当社グループの経営を担っており、代表取締役に相応しい豊富な経験と能力を有していることから引き続き取締役候補者としました。	
2	まつだただお松田忠夫 (昭和29年8月7日生)	昭和53年4月 株式会社三和銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入行 平成8年5月 同行 夕川支店長 平成14年2月 株式会社UFJ銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）京都法人営業第3部長 平成17年12月 日本レイト株式会社常務取締役 平成21年5月 エムケイ株式会社専務取締役 平成25年12月 当社顧問 平成26年5月 当社常務取締役 経営戦略担当 平成28年5月 当社常務取締役 経営戦略・管理部門担当 平成29年4月 当社専務取締役 経営戦略・管理部門担当 令和元年5月 当社専務取締役（現任）	38,000株
【取締役候補者とした理由】			
		平成25年に顧問として入社以来、平成26年に常務取締役、平成29年から専務取締役として主に経営戦略・管理部門に従事し、金融機関等他社での豊富な経験と実績および専門知識を有しており、取締役に相応しい経験と能力を有していることから引き続き取締役候補者としました。	

（注）各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されると、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、下記のとおり、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	岡崎栄一 (昭和28年7月27日生)	昭和51年4月 住友ゴム工業株式会社入社 平成10年1月 同社 スポーツ管理部長 平成12年6月 タカラスタンダード株式会社入社 平成21年4月 同社 経理部長 平成25年8月 株式会社ライジングコーポレーション常勤監査役 平成28年4月 当社入社 管理部 部長 平成28年5月 当社 管理部長 令和元年5月 当社 常勤監査役（現任）	3,500株
2	宮平崇 (昭和47年6月20日生)	平成8年10月 当社入社 平成12年1月 当社退職 渡米、エルカミーノカレッジに通学 平成15年10月 帰国 株式会社ノモス入社 平成17年6月 株式会社Dreams 創業 代表取締役（現任） 平成30年5月 当社社外取締役（現任）	1,949株

##### 【監査等委員である取締役候補者とした理由】

平成28年入社以来、管理全般の業務に携わり、他社においても長年にわたり経理業務の経験を有することから財務および会計に関する豊富な知見を持ち、令和元年からは常勤監査役として従事しており、監査等委員である取締役として客観的な立場で業務執行に対する監査・監督の職責を果たすことができる人材と判断し、監査等委員である取締役候補者としました。

##### 【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】

ユニバーサルシティウォーク大阪・天保山マーケットプレース等の大規模集客施設内を含む4店舗（ポップコーンパパ）を展開している株式会社Dreamsの代表取締役を務めており、豊富な企業経営の経験と実践的な視点から社外取締役として当社の経営全般に多角的視点での適切な助言をいただいており、監査等委員である取締役として客観的な立場で業務執行に対する監査・監督の職責を果たすことができる人材と判断し、監査等委員である社外取締役候補者としました。また、現在当社の社外取締役ですが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

候補者番号	氏(生年月日)名	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	佐井惠子 (昭和31年10月14日生)	<p>昭和56年1月 司法書士登録 小川勝久司法書士事務所勤務 司法書士 木茂隆雄司法書士事務所勤務 司法書士</p> <p>昭和61年1月 佐井法律・司法書士事務所 独立開設 パートナー</p> <p>昭和62年5月 石田・佐井法律司法書士事務所 改組 パートナー</p> <p>平成12年2月 佐井法律・司法書士事務所 改組 パートナー</p> <p>平成14年8月 佐井司法書士事務所 所長</p> <p>平成15年7月 簡易訴訟代理等関係業務認定 司法書士</p> <p>平成28年1月 佐井司法書士法人 代表社員（現任）</p> <p>平成30年5月 当社社外取締役（現任）</p>	—

【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】  
 司法書士事務所の所長および司法書士法人の代表社員として長年事務所経営に携わり、豊富な実務経験に基づく法務全般における幅広い知識と十分な見識を有しており、その知見を社外取締役として当社の経営に反映していただいており、監査等委員である取締役として客観的な立場で業務執行に対する監査・監督の職責を果たすことができる人材と判断し、監査等委員である社外取締役候補者としました。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役の職務を適切に遂行できるものと判断しております。また、現在当社の社外取締役ですが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
 2. 宮平 崇氏および佐井 恵子氏は、社外取締役候補者であります。  
 3. 宮平 崇氏は、平成8年10月から平成12年1月まで当社の使用人であったことがありますが、当社の使用人でなくなつてから20年を経過しております。  
 4. 当社は、岡崎 栄一氏、宮平 崇氏および佐井 恵子氏との間で、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を同法第425条第1項に定める最低責任限度額まで限定する契約を締結しております。3氏の選任が承認された場合は、3氏との当該契約を改めて締結する予定であります。  
 5. 当社は、宮平 崇氏および佐井 恵子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の選任が承認された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

## 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されると、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
しの 篠 原 耕 治 (昭和32年1月23日生)	昭和54年4月 日産自動車株式会社入社 平成13年4月 大阪日産モーター株式会社常務取締役 平成17年4月 日産特販株式会社執行役員 平成22年7月 日産フリート株式会社常務取締役 平成23年4月 日産自動車販売株式会社常務取締役 平成29年4月 同社 タクシー営業本部長 平成31年3月 同社 退職	—

【補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由】  
日産自動車株式会社に入社後、工場勤務・人事総務等の経験を経た後子会社の役員に就任、豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の監査等委員である取締役として客観的な立場で業務執行に対する監査・監督の職責を果たすことができる人材と判断し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者としました。

- (注) 1. 補欠の監査等委員である取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2. 篠原 耕治氏は、補欠の社外取締役候補者であります。  
3. 篠原 耕治氏が社外取締役に就任した場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を同法第425条第1項に定める最低責任限度額まで限定する契約を締結する予定であります。  
4. なお、本選任につきましては、監査等委員である取締役に就任する前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきたいと存じます。

## **第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件**

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されると、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、平成29年5月25日開催の第28期定時株主総会において、年額200百万円以内（うち社外取締役分年額15百万円以内）とご承認いただき、今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、その報酬額を、これまでの報酬額およびその職責を考慮して、年額200百万円以内（うち社外取締役分年額15百万円以内）とさせていただきたいと存じます。

現在の取締役は5名（うち社外取締役3名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されると、2名となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

## **第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件**

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されると、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、その職責を考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額20百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第2号議案および第4号議案が原案どおり承認可決されると、3名となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

## 第8号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、取締役に企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役による長期安定的な株式保有の促進と、株主のみなさまとの一層の価値共有を進めることを目的として、令和元年5月24日開催の第30期定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く。）を対象に取締役の報酬等の額（年額200百万円以内）とは別枠で、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することについてご承認をいただいておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されると、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、今後も移行前と同様に、第6号議案でご承認をいただく予定の報酬額（年額200百万円以内）とは別枠にて、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）に対して譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することについてご承認をお願いいたしたいと存じます。

報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」といいます。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、移行前と同額の年額50百万円以内（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定することといたします。

現在の取締役は5名（うち社外取締役3名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されると、2名となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年間60,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当を含みます。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整します。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）といたします。また、これによる当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものといたします。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より30年間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」といいます。）。

(2) 退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役の地位を退任した場合には、その退任につき任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当社は対象取締役が譲渡制限期間中継続して当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が上記(2)に定める任期満了、死亡その他正当な理由により譲渡制限期間が満了する前に上記(2)に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点で、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は譲渡制限期間中に当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。ま

た、当社は上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

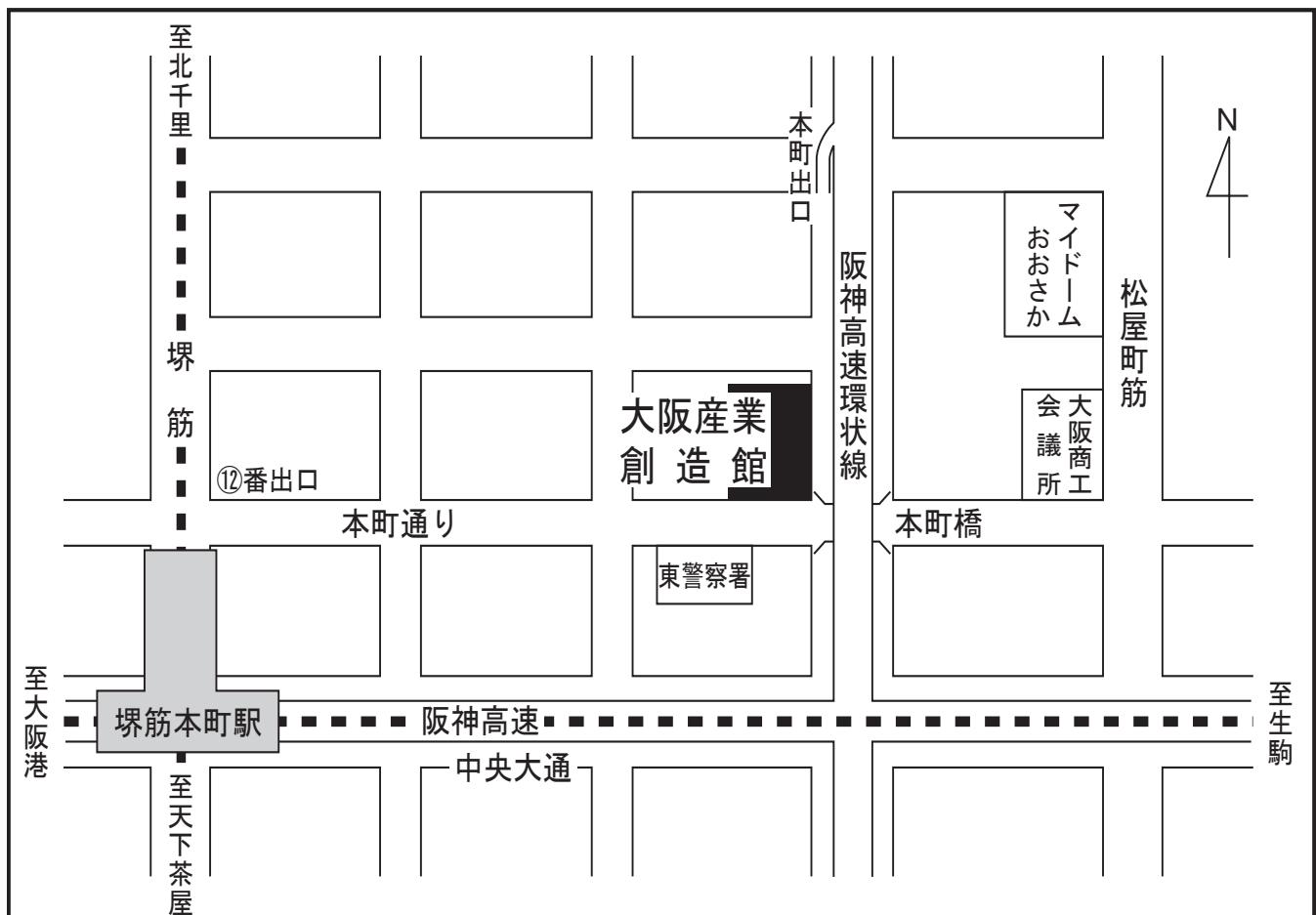
以 上

メモ

メモ

## 株主総会会場ご案内図

会場 大阪市中央区本町一丁目4番5号  
大阪産業創造館 4階 イベントホール  
交通 地下鉄堺筋線または中央線「堺筋本町」駅下車  
⑫番出口から徒歩5分



(駐車場の準備はいたしておりませんので、  
ご了承のほどお願い申しあげます。)

### (ご注意)

総会の開会時刻は午前10時30分ですので、お間違いないようご注意ください。なお、開会間際は大変混雑いたしますので、お早めにお越しください。受付は午前9時45分より開始いたします。